

【知人訪問を目的とした短期滞在査証】

2025年4月

A. 該当するケース

日本に居住する知人を訪問する場合
(三親等を越える親族も知人に含まれます。)

B. 提出書類 (各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html)

※は当館 HP でダウンロード可

【申請人が用意する書類】

- ① パスポート (要署名)
 - ② パスポート写し (身分事項ページのみ)
 - ③ 査証申請書※ (4.5×3.5cm の顔写真貼付)
- ☞ **使用済みの日本国査証が旅券上にある場合、以下の④、⑤、⑥は不要**

- ④ 出生証明書 (PSA で1年以内に発行されたもの)

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表 (フィリピン教育省：指定様式 137)
- ・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書

- ⑤ 婚姻証明書 (既婚者のみ。PSA で1年以内に発行されたもの)

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書

- ⑥ 委任状 (PSA への照会用) ※

〔申請人が費用を一部又は全部負担する場合〕

- ⑦ 預金残高証明書
- ⑧ 納税証明書 (フィリピン内国歳入局指定様式。写し可)

【日本側で用意する書類】 (作成・発行から3月以内のもの)

- ⑨ 招へい理由書※ (申請人との関係を詳細に記載。別紙使用可)
- ⑩ 招へい理由に関する資料 (例：卒業式や結婚式などの日程がわかる案内状、診断書等、滞在期間が30日を超える場合はその必要性に関する説明文書等)

- ⑪ 滞在予定表※

- ⑫ 住民票 (知人及び身元保証人のもの)

☞ **世帯全員分、かつ、記載事項の省略のないもの (ただし、個人番号と住民票コードの記載のないもの)**

【併せて提出する書類】

- ・知人又は身元保証人が外国籍→在留カード又は特別永住者証明書の写し (両面)

- ⑬ 知人関係 (又は三親等を越える親族関係) を証明する資料

- ・知人の場合→写真、Eメール写し、送金 (送品) 控、パスポート写し等
- ・三親等を越える場合→出生証明書、婚姻証明書、戸籍謄本等

〔日本在住の身元保証人が費用を一部又は全部負担する場合〕

- ⑭ 身元保証書※

- ⑮ 以下の書類のいずれか1点 (複数提出も可。源泉徴収票及び確定申告書控は不可)

- 所得証明書
- (総所得額の記載のある) 納税証明書
- 預金残高証明書